

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第33条第13項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件」（平成13年4月6日総務省告示第243号））において指定された当社の第一種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としている。

※「第一種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 6 用語解説」を参照。

【参考】

■事業法第33条第13項

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成している。

- ・電気通信事業法
（昭和59年法律第86号）
- ・日本電信電話株式会社等に関する法律
（昭和59年法律第85号）
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則
（平成9年12月19日 郵政省令第91号。以下「接続会計規則」という。）
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）
（令和8年6月3日総基料第81号。以下「取扱要領」という。）

3 会計処理の基準

(1) 電気通信事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和60年4月1日郵政省令第26号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにするとともに、電気通信役務に関する料金の適正な算定の基礎となる会計を整理している（以下「財務会計」という。）。

接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業に係る費用、収益及び資産を、第一種指定電気通信設備及びその管理運営等に係る会計単位である「第一種指定設備管理部門」と、電気通信役務の販売及び第一種指定電気通信設備を除く電気通信設備の管理運営等に係る会計単位である「第一種指定設備利用部門」とに適正に区分して整理するものである。

また、財務会計においては発生しない第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引については、事業法第33条第9項の規定に基づく第一種指定電気通信設備の提供に関する認可接続約款等（以下「認可接続約款等」という。）に記載された接続料の振替、若しくは第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年11月16日郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）の規定を準用して算定した金額の振替によって整理を行っている。

(2) 費用、収益及び資産の帰属

接続会計における費用、収益及び資産の帰属については、接続会計規則第4条第2項、第7条、第8条及び第9条並びに取扱要領に従い、次の各号の手順により実施している。

① 活動等の設定並びに費用及び資産の帰属

第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門へ費用及び資産を整理するために、事業活動及び資産の区分に対応した詳細な集計計算単位として次の「活動」及び「活動支援」の区分を設定し、財務会計の結果である費用及び資産を帰属させる。

主要設備

加入者交換機、伝送機械設備、市外線路設備など物理的に管理可能な電気通信設備の資産区分に対応した費用及び資産を集計する活動区分。

支援設備

電力設備、総合監視設備、試験受付設備など第一種指定電気通信設備が有する機能を支援するために使用される資産区分に対応した費用及び資産を集計する活動区分。

設備への帰属の明確な営業費・運用費

第一種指定電気通信設備との接続に直接関わる営業費、運用費並びに関連する資産を集計する活動区分。

試験研究

電気通信に係る基盤設備、技術、サービスなどの研究開発に関連する費用及び資産を集計する活動区分。

全般管理（共通・管理）

支店等における共通的業務、並びに本社等の管理部門における企画管理業務に関連する費用及び資産を集計する活動区分。

サービス活動

電気通信役務の販売、契約事務等の業務に関連する費用及び資産を集計する活動区分。

活動支援

建物、土地など上記の2以上の活動区分に共通的に係る費用及び資産を集計する区分。

② 活動支援から各活動区分への帰属

「活動支援」に整理した費用及び資産を占有面積比等の基準により、「主要設備」、「支援設備」、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」、「試験研究」、「全般管理（共通・管理）」、「サービス活動」のそれぞれの活動区分に帰属させる。

③ 活動区分から主要設備等への帰属

ア. 支援設備の帰属

「支援設備」に整理した費用及び資産を仕様電力値比等の基準により、「主要設備」の各活動区分に帰属させる。

イ. 試験研究の帰属

「試験研究」に整理した費用及び資産を当年度取得固定資産価額比等の基準により、「主要設備」及び「サービス活動」の各活動区分へ帰属させる。

ウ. 全般管理（共通・管理）の帰属

「全般管理（共通・管理）」に整理した費用及び資産を当年度取得固定資産価額比等の基準により、「主要設備」、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」並びに「サービス活動」の各活動区分へ帰属させる。

エ. 2以上の設備のために用いられる主要設備の整理

上記ウまでに整理した「主要設備」の活動区分のうち、2以上の設備のために用いられる設備（例：地中設備は、市内、中継及び県内市外伝送路で利用する。）の費用及び資産を、回線数比、取得固定資産価額比等の基準により、対応する「主要設備」の活動区分へ帰属させる。

④ 主要設備から設備区分への帰属

上記③までに整理した「主要設備」の費用及び資産について、回線数比等の基準により階梯別又は用途別の「設備区分」※へ帰属させる。

※「設備区分」については、「第四部 参考情報 6 用語解説」を参照。

⑤ 設備への帰属の明確な営業費・運用費の帰属

上記③までに整理した「設備への帰属の明確な営業費・運用費」の費用及び資産について、契約回線数比等の基準により関連する「設備区分」へ帰属させる。

⑥ 収益及び振替網使用料の整理

収益及び振替網使用料について、接続会計規則別表第一勘定科目表を基礎として第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門へ整理する。

4 接続会計財務諸表の構成

接続会計規則別表第二に定める財務諸表（以下、「接続会計財務諸表」という。）については、接続会計規則第6条に基づき同規則及び取扱要領の定めに従って作成している。

(1) 損益計算書

会計単位名 第一種指定設備管理部門

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

第一種指定電気通信設備（端末系ルータ交換機能等に限る。）の接続により、第一種指定設備管理部門が他事業者から受取る受取網使用料を記載。

イ ア以外のもの

第一種指定電気通信設備（端末系ルータ交換機能等を除く。）の接続により、第一種指定設備管理部門が他事業者から受取る受取網使用料を記載。

2 振替網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

第一種指定電気通信設備（端末系ルータ交換機能等に限る。）の提供により、第一種指定設備管理部門が第一種指定設備利用部門から受取る振替網使用料を記載。

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

第一種指定電気通信設備（接続料規則第4条に規定する機能に限る。）の提供により、第一種指定設備管理部門が第一種指定設備利用部門から受取る振替網使用料を記載。

(イ) (ア)以外のもの

第一種指定電気通信設備（端末系ルータ交換機能等及び接続料規則第4条に規定する機能を除く。）の提供により、第一種指定設備管理部門が第一種指定設備利用部門から受取る振替網使用料を記載。

(2) 営業費用

1 営業費用

第一種指定電気通信設備の管理運営に必要な費用を記載（但し、2 振替網使用料、及び、II 接続関連損益に係る費用を除く。）。

2 振替網使用料

該当なし。

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの
該当なし。

イ ア以外のもの
該当なし。

2 網改造料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの
認可接続約款等に定める網改造料（端末系ルータ交換機能等に限る。）を記載。

イ ア以外のもの
認可接続約款等に定める網改造料（端末系ルータ交換機能等を除く。）を記載。

(2) 営業費用

接続装置使用料及び網改造料に対応する費用を記載。

会計単位名 第一種指定設備利用部門

(1) 営業収益

1 役務収入

役務の提供に係る収益のうち、受取網使用料以外のサービスの提供に関するものを記載。

2 振替網使用料

該当なし。

(2) 営業費用

1 営業費用

第一種指定設備利用部門が提供する電気通信役務の販売、及び指定外電気通信設備の管理運営に必要な費用を記載。

2 振替網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

第一種指定電気通信設備（端末系ルータ交換機能等に限る。）の利用により、第一種指定設備利用部門が第一種指定設備管理部門へ支払う振替網使用料を記載。

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

第一種指定電気通信設備（接続料規則第4条に規定する機能に限る。）の利用により、第一種指定設備利用部門が第一種指定設備管理部門へ支払う振替網使用料を記載。

(イ) (ア)以外のもの

第一種指定電気通信設備（端末系ルータ交換機能等及び接続料規則第4条に規定する機能を除く。）の利用により、第一種指定設備利用部門が第一種指定設備管理部門へ支払う振替網使用料を記載。

(2) 使用平均資本及び資本報酬計算書

会計単位名 第一種指定設備管理部門

1 電気通信事業固定資産

第一種指定設備管理部門に整理した電気通信事業固定資産の帳簿価額を記載。

(再掲 第一種指定電気通信設備)

第一種指定設備管理部門に整理した電気通信事業固定資産のうち、第一種指定電気通信設備に係る帳簿価額を記載。

2 投資その他の資産

電気通信事業の運営に不可欠であり、かつ、収益性の見込まれない投資その他の資産であって前項の電気通信事業固定資産価額により第一種指定設備管理部門に整理した額を記載。

3 繰延資産

該当なし。

4 運転資本

電気通信設備用品として保管している貯蔵品（新品）の年平均在庫額のうち、第1項の電気通信事業固定資産価額により第一種指定設備管理部門に整理した額、及び接続料規則第11条第5項の規定に準拠して計算した運転資本の額の合計額を記載。

5 過年度の料金算定に従った資本額の調整

該当なし。

使用平均資本額

1 電気通信事業固定資産、2 投資その他の資産、3 繰延資産、4 運転資本、及び5 過年度の料金算定に従った資本額の調整の合計額を記載。

6 営業利益

接続会計財務諸表様式第1損益計算書における第一種指定設備管理部門接続営業利益（又は接続営業損失）と接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）の合計額を記載。

7 過年度の料金算定に従った報酬額の調整

該当なし。

資本報酬額

6 営業利益、及び7 過年度の料金算定に従った報酬額の調整の合計額を記載。

使用平均資本報酬率

資本報酬額を使用平均資本額で除した値に100を乗じた値を記載。

設定報酬率

2025年度に適用した接続料金の算定時に採用した設定報酬率（他人資本費用相当率、自己資本費用相当率、及び利益対応税相当率の合計値。）を記載。

会計単位名 第一種指定設備利用部門

1 電気通信事業固定資産

第一種指定設備利用部門に整理した電気通信事業固定資産の帳簿価額を記載。

2 投資その他の資産

電気通信事業の運営に不可欠であり、かつ、収益性が見込まれない投資その他の資産であって前項の電気通信事業固定資産価額により第一種指定設備利用部門に整理した額を記載。

3 繰延資産

該当なし。

4 運転資本

電気通信設備用品として保管している貯蔵品（新品）の年平均在庫額のうち、第1項の電気通信事業固定資産価額により第一種指定設備利用部門に整理した額、及び接続料規則第11条第5項の規定を参考として計算した運転資本の合計額を記載。

使用平均資本額

1 電気通信事業固定資産、2 投資その他の資産、3 繰延資産、4 運転資本の合計額を記載。

営業利益

接続会計財務諸表様式第1損益計算書の第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）の額を記載。

(3) 固定資産帰属明細表

第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門に整理された有形固定資産及び無形固定資産について設備区分別又は資産別に記載。

※光信号の伝送に係る設備区分の上記費用の項目については、総務省令で定める区域ごとに区分して記載。

(4) 設備区分別費用明細表

営業費

設備区分等に整理した営業費を記載。

うち貸倒損失

設備区分等に整理した営業費のうち、貸倒損失を記載。

運用費

設備区分等に整理した運用費を記載。

施設保全費

設備区分等に整理した施設保全費を記載。

共通費

設備区分等に整理した共通費を記載。

管理費

設備区分等に整理した管理費を記載。

試験研究費及び研究費償却

設備区分等に整理した試験研究費及び研究償却費を記載。

減価償却費

設備区分等に整理した減価償却費を記載。

固定資産除却費

設備区分等に整理した固定資産除却費を記載。

うち除却損

設備区分等に整理した固定資産除却費のうち、除却損を記載。

通信設備使用料

振替網使用料並びに他の電気通信事業者への通信設備使用料を記載。

租税公課

設備区分等に整理した租税公課の費用を記載。

※光信号の伝送に係る設備区分の上記費用の項目については、総務省令で定める区域ごとに区分して記載。

直課・活動基準帰属・配賦

設備区分等別に費用の帰属の態様（直課※、活動基準帰属※、配賦※）の割合を記載。

※「直課、活動基準帰属、配賦」の定義については、「第四部 参考情報 6 用語解説」を参照。

5 計算結果証明報告の紹介

接続会計規則第11条の規定に従い、接続会計財務諸表が接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領している。

6 第3条ただし書及び第10条第4項の許可事項

該当なし。